

## 第57回全国信用組合大会における全信中協柳沢会長の挨拶

### はじめに

本日、ここに第57回全国信用組合大会を開催いたしましたところ、Web 併用ではありますが、皆様方には、何かとご多用の中を全国各地より、多数のご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

特に公務ご多用の中、鈴木金融担当大臣、吉川経済産業大臣政務官、両宮日本銀行副総裁、森全国中小企業団体中央会会長ならびにご来賓各位のご臨席を賜りまして、誠に光栄に存じます。

信用組合業界を代表いたしまして、厚く御礼申し上げますとともに、平素より私ども信用組合に深いご理解と変わらぬご支援を賜っておりますことを、ここに改めまして、感謝申しあげる次第でございます。

本日の大会は、新型コロナウイルス感染対策に万全を期すため、本会場への出席人数を絞るとともに、「しんくみバンク公式YouTubeチャンネル」によるライブ配信を併用しております。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

さて、わが国の経済情勢について、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、このところ改善のペースも鈍化している状況にあります。

一方、中小・小規模事業者においては、緊急事態宣言等の全面解除により、経済活動正常化への期待感は広がっているところですが、当面の間は、特に飲食において営業時間の制限等が継続することから、飲食、宿泊など対面型サービス業の受注・売上減少、客足回復の遅れが懸念されており、厳しい状況が続いております。

こうした中、先ごろ岸田内閣が発足しましたが、新内閣におかれましてもコロナ危機を乗り越えるため、各種政策の着実な実行など、引き続き中小・小規模事業者や生活者に至るまで、きめ細かな対応をお願い申しあげる次第でございます。

### 信用組合の課題への取り組みについて

本日は、私ども信用組合業界の当面の課題、要望事項等について、申し述べさせていただくとともに、ご来賓の方々から、ご挨拶を賜りまして、私ども信用組合の今後の経営の指針とさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、信用組合業界が取り組むべき課題等につきまして、申し述べさせていただきます。

#### 《取引先支援について》

第一に取引先支援についてでございます。

現在、わが国では、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面しております。そのうえ、これまで経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展といった構造的問題を抱えており

ます。

特に生産年齢人口の減少や総人口の減少は、恒常的な人手不足や後継者不足、国内需要の縮小をもたらし、経済成長の妨げになっていくものと思われます。

これらを改善するには、都市部への一極集中に歯止めをかける必要があり、地域経済の活性化が重要なものと考えております。

信用組合は、相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関として、また、地域金融機関として、苦境に陥っている中小・小規模事業者及び生活者に対し、引き続き、金融仲介機能を十分に発揮するとともに、より一層の金融サービスの向上に取り組んでいく必要があると考えております。

引き続き、取引先の資金繰りを支えるとともに、財務基盤強化の取り組みとして、日本政策金融公庫等との連携による資本金劣後ローンの活用も必要であると考えております。

また、信用組合と顧客との絆を活かしたコンサルティング機能の発揮、具体的には、ビジネスマッチングやクラウドファンディングの活用による取引先の販路拡大支援や地域活性化ファンドの活用による地方創生支援、さらには新現役交流会の開催による取引先人材支援などの取り組みを業界を挙げて積極的に進めているところであります。今後とも社会環境や価値観の変化に対応し、引き続き、信用組合の基本理念である相互扶助を活かした取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

こうした取り組みにより、信用組合だからこそできる価値の創造に努めて参りたいと考えております。

#### 《中央組織のサポート強化について》

第二に信用組合業界における中央組織のサポート強化について申し上げます。

本年度、12組合が創立70周年を迎えることとなり、先ほど、優良信用組合として表彰されました。これらの組合は、戦後復興期に設立され、幾多の苦難を乗り越え、今日の地位を築き上げ、地域になくてはならない信用組合として地域社会の信認を得ております。

こうした、信用組合が地域・業域・職域の各コミュニティでの活動を推進し、これを強力にサポートするのが我々中央組織の役割であります。

信用組合業界としての業界団体である全信中協と系統中央金融機関である全信組連がより緊密な活動を行うことを目的として、2年前に中央組織の経営・執行体制の一体化を実現いたしました。中央組織にとっては歴史的ともいべきこの改革は着実に進展し、成果も現れて来ております。

特に、一体化改革後の最大の懸案事項となりました新型コロナウイルス感染症拡大への危機対応では、両組織協働して信用組合及び顧客並びに地域の状況や相談等に関する情報を集約し、関係当局と意見交換・調整等に努めてきたところであります。

全信中協と全信組連は、信用組合の中央組織としてこれまで以上に一層緊密に連携しながら共通認識を持って信用組合への情報提供・課題解決等に取り組んでいくとともに、多様化する利用者へのニーズに対応できるよう調査・研究を継続的に行うなど、各信用組合の取り組みを支援する体制を強化してまいりたいと存じます。

## 《しんくみブランドの確立について》

第三にしんくみブランドの確立についてでございます。

協同組織である信用組合のイメージや利点を十分に理解していただくことはもちろんのことですが、一方で信用組合の顧客の高齢化が進んでいること等が課題としてあげられており、次世代向けの知名度向上や業界内部でのブランド理解・共有化による一体感の醸成が必要であります。

今後、新規の組合員を募っていくためにも、信用組合の魅力や特徴を積極的に発信すること等により、信用組合の認知と理解を促してまいりたいと存じます。

併せて、信用組合においても、個別の広報や日々の営業活動等を通じて、地域・業域・職域のコミュニティの理解度向上に努めながら信組ファンの拡大に向けて積極的に取り組んでいるところであります。

今後は、業界内のみならず、業界外の国民一般の意見にも耳を傾けながら、信用組合のイメージ向上に資する取組みを実施することにより、しんくみブランド向上を図って参る所存です。

## 当局への要望について

次に、この機会に、関係ご当局にご配慮を賜りたい事項について申し述べさせていただきます。

## 《公金受取口座登録法および預貯金口座個人番号利用申出法について》

第一に「公金受取口座登録法」および「預貯金口座個人番号利用申出法」についてでございます。

本年5月に同法律が成立しましたが、行政においては、DXの活用による各種給付の迅速化や、災害時または相続時の預貯金に関する情報提供ができる仕組みを整備することで、広く国民に便益をもたらすものであり、信用組合業界においても、その取り組みに積極的に協力していく所存です。

しかしながら、金融機関はその対応にあたり、営業店窓口における顧客対応、マイナンバーの登録・変更・削除といった事務処理、マイナンバー登録・管理のためのシステム運用作業・費用が恒常的に発生することになります。加えて、初期費用として、大掛かりなシステム開発が必要となり、信用組合業界における本件システム対応の総額は、概算で1億円を超えると見られております。

これらの費用については、信用組合として事務処理にかかる人件費等のコストや、今般成立した新法にかかる金融機関システムの改修コストに加え、国が構築するシステムの保守・運用コストの一部までも金融機関が負担する案が浮上しています。

仮に、かかる考え方で結論付けられることとなりますと、信用組合業界にとっての負担は無視し得ないものと考えられます。つきましては、先ほど申しあげたとおり、広く国民に便益をもたらす施策であることから、ぜひとも公費で賄っていただくなど、国による適正な措置・対応をご検討いただきたく、お願いするものでございます。

## 《コロナ禍における信用組合及び取引先の現状と今後の対応について》

第二にコロナ禍における信用組合及びその取引先の現状と今後の対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、信用組合の主な取引先、なかでも飲食、サービ

ス、宿泊、観光関連等の、いわゆる「対面型」の事業者は甚大な影響を受け、極めて厳しい状況に追い込まれております。

中小・小規模事業者がこの難局を乗り越え、地域経済を支え続けるためには、個々の自助努力だけでは限界があり、国・地方自治体等の実質無利子・無担保融資制度や各種補助金・助成金制度の利用は必要かつ不可欠なものになっております。これらの制度創設に関しまして、ご当局に対し、深く感謝申し上げたいと存じます。

また、従来、危機時の対応は政府系金融機関が担ってきましたが、コロナ対応においては、影響を受ける中小・小規模事業者がこれまでと比べて格段に多数に及んだこと、また、取引先の実情を最も把握しているのは民間金融機関であること等の事情から、昨年5月以降、民間金融機関を活用し、実質無利子・無担保融資の運営に直接関与することができたことは高く評価されるべきものと考えます。

ご当局におかれましては、今後、新たな支援措置を講じる場合においても、政府系金融機関のみならず、民間金融機関の関与・活用を是非前向きにご検討いただきたく存じます。

一方、中小・小規模事業者の多くは、すでに実質無利子・無担保融資により当面の運転資金を調達しているものの、感染症拡大の収束や売上回復の見通しが立たないなか、国・地方自治体等の補助金制度の活用により何とか経営を維持しているのが現状です。

そのようななか、現行の実質無利子・無担保融資制度では、返済猶予期間延長等の条件変更をする場合、事業者に追加保証料の負担が生じる制度となっております。当初、感染症は短期間で収束するものと想定されたことから、多くの事業者は、元金返済据置期間を1年以内としましたが、その後、感染症拡大の影響が長期化するなか、自らの負担増大などの懸念から返済条件等の変更は申込みにくい事情にあります。ついては、事業者の経営の持続可能性を維持するため、実質無利子・無担保融資の条件変更等に際しては、事業者に新たな負担が生じないような措置を講じていただきたく存じます。

#### 《郵政民営化に関する対応について》

第三に郵政民営化に関する対応についてでございます。

先般、日本郵政がかんぽ生命の株式の2分の1以上を処分したことに伴い、かんぽ生命の新規業務参入について、認可制から届出制になりました。

しかし、この件については、認可制から届出制へと移行することを目的に、かんぽ生命が自社株取得で議決権比率を引き下げたというものであり、これは、株式の処分にあたって「可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるように努める」という郵政民営化法の附帯決議の趣旨に反する取扱いであるものと認識しております。

また、私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張して参りました。

しかしながら、ゆうちょ銀行の株式処分は平成29年11月の上場以降実施されていないうえ、完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な

競争条件が確保されていない状況が続いております。

こうした中、預入限度額の引上げやフラット35の直接取扱い等の新規業務参入だけが、なし崩し的に認められてきたことは、極めて遺憾と考えております。

特に預入限度額引上げに際し、貯金獲得インセンティブの撤廃等が前提条件になっておりましたが、履行されることなく預入限度額の引上げが行われたばかりか、その後、「貯金獲得に係る営業手当」は廃止されたものの、代わりに「顧客基盤維持」に係る活動を総合的に評価する手当が創設されました。この手当により、例えば年金受給口座の獲得が推奨されることとなれば、性質上、同時に貯金の獲得につながるものであり、貯金獲得に係るインセンティブの撤廃を内容とする附帯条件に、まさに違背しているものと申し上げざるを得ません。

こうした経緯や状況にあっては、ゆうちょ銀行のさらなる新規業務等の拡大は、断じて認められないと考えます。

関係ご当局におかれましては、引き続き、私どもの立場にご理解をいただきますとともに、ご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

#### おわりに

以上、いろいろ申しあげましたが、私ども信用組合は、大変厳しい経営環境下ではありますが、引き続き、全国の中小・小規模事業者や生活者の皆様の活動をサポートし、協同組織金融機関としての意義と役割を再認識して、決意を新たに一致団結し邁進してまいりたいと考えております。

どうか、本日ご臨席の関係各位におかれましては、私ども信用組合の様々な取り組みに対し、深いご理解をいただきますとともに、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

以 上